

中央労基協 Report

令和6年9月

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和5年度の監督結果が発表されました (令和5年4月から令和6年3月までに実施)

厚生労働省では、令和5年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指結果を発表しました。

この監督指導は、各種情報から時間外、休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等を対象としています。

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

26,117事業場に対し監督指導を実施し、21,201事業場（81.2%）で労働基準関係法令違反が認められた。

主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが11,610事業場（44.5%）、賃金不払残業があったものが1,821事業場（7.0%）、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが5,848事業場（22.4%）であった。

2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

（1）過重労働により健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、12,944事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

（2）労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、4,461事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

3 監督指導により把握した実態

（1）時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった11,610事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、5,675事業場で1か月80時間を、うち3,417事業場で1か月100時間を、うち737事業場で1か月150時間を、うち35事業場で1か月200時間を超えていた。

監督指導において違法な長時間労働を認めた事例

事例（製造業）

立入調査で把握した事実

①機械器具製造を行う事業場（労働者約20人）において、営業職の労働者が精神障害を発症。

長時間労働が原因であるとして労災請求がなされたため、立入検査を実施した。

②精神障害を発症した労働者の勤務状況を確認したところ、繁忙期に上司の不在が重なり業務が集中したため、36協定で定めた上限時間（月42時間）を超える、**最長で1か月当たり111時間**の違法な時間外労働が認められた。

発行所//公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人//古賀睦之 編集人//古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenchuo**」です。

③また、当該労働者には固定残業（20 時間分）が支給されていたものの、それを超過する時間労働に対して、割増賃金が支払われていなかった。

④そのほか、時間外・休日労働時間が 1 か月当たり 80 時間を超えていたにもかかわらず、当該労働者に対し、時間外・休日労働に関する情報を通知していなかった。

労働基準監督署の指導

◆長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・36 協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告
- ・労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告
- ・時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

◆時間外に対する割増賃金を支払っていないこと

- ・時間外労働について、2 割 5 分以上の割増賃金を支払っていないことについて是正勧告

◆労働者に対し、時間外・休日労働の情報を提供しなかったこと

- ・時間外・休日労働時間が 1 か月当たり 80 時間を超えた労働者に対し、時間外・休日労働時間に関する情報を通知していなかったことについて是正勧告

長時間労働是正の取組

◆実態を把握し、過重労働の再発防止のための取組を実施

社内調査の結果、管理者が部下の時間外労働の状況を把握していない実態があったため、時間外労働は所属長の確認を経て実施するとともに、当該確認の結果をもとに所属長が特定の者に負荷が偏らないよう業務量の調整を行う体制とした。

➔ **取組の結果、時間外・休日労働時間数は最長でも月 30 時間程度に減少**

企業が実施した長時間労働削減のための自主的な取組事例

厚生労働省では、11 月の過重労働解消キャンペーンの一環として、都道府県労働局長が働き方改革の取組を進めている企業を訪問しています。訪問企業の中で、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っていた事例を紹介します。

事例 トラック運送事業者（労働者数：約 500 人）

1 デジタル化の推進

デジタルタコグラフから算出されるトラック運転者ごとの労働時間や拘束時間を、労務管理・運行管理を行う部署が毎月定期に確認し、各ドライバーに業務が偏り、長時間労働とならないよう配車調整等を行っている。

2 出荷注文締切時間の明確化

発荷主との間で、従前明確な取り決めがなかった出荷注文の締切時間を設定したことで、倉庫での荷役作業時間や荷待ち時間が短縮され、時間外労働が削減された。

3 鉄道貨物輸送（モーダルシフト）の実施

自動車輸送の一部を鉄道貨物輸送にシフトしたことで、ドライバーや荷役作業員の労働時間の縮減につながった

4 出荷量の平準化

上記の出荷注文締切時間の明確化により、事前の出荷量の把握が可能となったことで、出庫業務や梱包業務を前倒しで行えることとなり、一日の作業時間の平準化と配車の効率化にもつながった。

➔ 取組の効果

上記取組のほか、自動車荷役システムの導入、荷のパレット化を実施し、

- ・ドライバーの拘束時間を削減
- ・出荷量の平準化や荷のパレット化による荷待ち時間を縮減
- ・事業場全体の年次有給休暇取得率は 80% 超

※ 詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

9月は下記の「全国労働衛生週間準備期間」であるほか、「職場の健康診断実施強化月間」「作業環境測定 評価推進運動実施期間」にもなっています。それぞれの月間の趣旨は下記のとおりとなっていますので、各事業場での実施をよろしくお願いいたします。

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

推してます
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

「職場の健康診断実施強化月間」9月1～30日

趣旨

労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置実施の徹底を図ること

事業場の実施事項

- ・健康診断及び事後措置の実施の徹底
- ・医療保険者との連携 など

厚生労働省エイジフレンドリー補助金のご案内は
こちらの二次元コード参照 →
(コラボヘルス等の労働者の健康保持増進の
ための取組に要した費用に対する補助)



「第38回 作業環境測定評価推進運動実施期間」9月1～30日

趣旨

作業環境測定及びその結果の評価に基づく作業環境の改善が、有害物質を取り扱う労働者の健康障害を防止し、快適な職場の実現を図る基本であることから、これについて事業主・事業場関係者の認識を深めること

事業場の実施事項

- ・指定作業場等にかかる作業環境測定の作業環境測定機関への委託励行
- ・作業環境測定及びその結果の評価及びこれに基づく改善措置について衛生委員会における審議事項として取り上げ、実効あるリスク管理につなげる など

東京労働局登録作業環境測定機関は
こちらの二次元コード参照 →



事業者の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上で手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署

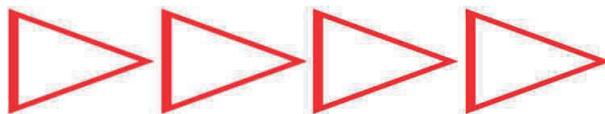
東京労働局 公式 X (旧 twitter) 開設について

雇用、労働における各種施策
やイベント情報、その他お知らせ
を発信していきます！！



@tokyoroudouMHLW

こちらからフォローください





LINE 公式アカウント開設しました!

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部で開催される講習・セミナー案内を中心に配信します。
HP にリンクしているので、講習申込や場所の確認等にも便利です。
この機会にぜひ“東基連 中央労働基準協会支部”公式アカウント友だち登録をお願いします!

↓ 東基連中央支部 HP にリンク!
マップもあるので場所確認に便利です!



東基連 中央労働基準協会支部

友だち |
東京労働局登録教育機関
法定講習および労務系セミナー等を開催



基本情報 よくある質問 おすすめの公式アカウント

基本情報

- 目 法定講習および労務系セミナー等を開催
- 🕒 月 09:00 - 17:00
休業日: 土日祝日、夏季休暇、年末年始休暇
- 🌐 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>



- < よくある質問 ☆ : ✕
- Q 【講習】講習のスケジュールを教えてください
- Q 【講習】受講料の振込期限はいつですか?
- Q 【講習】申込したのですが、都合によるキャンセルは可能ですか?
- Q 【講習】請求書はもらえますか?
- Q 【講習】領収書はもらえますか?
- Q 【講習】申込時の連絡先は自宅・会社どちらですか?
- Q 駐輪・駐車場はありますか?
- Q 【貸しホール】貸しホールについて教えてください
- Q 【会員】会員について教えてください
- Q 問い合わせ先について
A 中央基準協会支部に関するお問い合わせ先
<https://ws.formzu.net/fgen/S26870026/>
TEL 03-3263-5060
※電話は営業時間中のみ対応いたします。
※講習・セミナーに関するお問い合わせは開催支部へ直接お問い合わせください。

↑ よくある質問をピックアップ!
その他の質問はメール「お問い合わせフォーム」をご案内します!
※LINE 個別対応はいたしません!



↑ 開催中の講習セミナー案内を配信します!
申込サイトからすぐに WEB 登録が可能です!



↓ 講習案内・貸しホール・支部概要等の詳細をすぐに確認できます! 【LINE 画面に常に表示】



友だち 募集集中

LINE 公式アカウント はじめました!

中央支部で開催される講習・セミナー案内を中心に配信します!

公益社団法人 東京労働基準協会連合会
中央労働基準協会支部 @905fmtpu

公式 HP は「とうきれん中央」で検索してね!

↑ こちらの QR コードから“東基連 中央労働基準協会支部”公式アカウント友だち登録をお願いします!

令和6年度講習カレンダー〔令和6年9月～令和7年3月〕

(公社)東基連 中央労働基準協会支部

TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

QRコードは、ホームページに繋がります

講習申込は3か月前の1日からできます



講習名	月	受講費【円】 受講料+テキスト代(税込)	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
			技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	23,210			20(水) 22(金)	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	15,180		10(木) 11(金)			22(水) 23(木)		
	石綿作業主任者技能講習	15,180		3(木) 4(金)		12(木) 13(金)	16(木) 17(金)	20(木) 21(金)	13(木) 14(金)
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,630	12(木) 13(金)		28(木) 29(金)				
	衛生推進者養成講習	9,900	27(金)		26(火)				
	安全管理者選任時研修	会員 12,650 一般 14,850	9(月) 10(火)			3(火) 4(水)			
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)	会員 15,070 一般 18,370		2(水)					
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習【第1種 3日間】	会員 19,030 一般 22,330	4(水) 6(金)		6(水) 8(金)				
	衛生管理者試験受験準備講習【第2種 2日間】	会員 16,170 一般 19,470	4(水) 5(木)		6(水) 7(木)				
	衛生管理者試験受験準備講習【特例第1種 1日間】	会員 9,460 一般 11,660	6(金)		8(金)				
安全衛生講習 その他	総括安全衛生管理者講習	会員 10,450 一般 13,750		18(金)					
	人事労務講習等 中(担)出(講)実務講座 (中(担)出(講)実務講座)	労働基準法等実務講座【2回セット】	会員 8,690 一般 11,990			12(火) 19(火)			
社会保険【健保・年金】実務講座【2回セット】		会員 8,085 一般 11,385		16(水) 23(水)					
女性活躍推進セミナー		会員 未定 一般 未定						14(金)	

大会	中央健康推進大会	無料	12(木)						
----	----------	----	-------	--	--	--	--	--	--

※会員とは、東基連本部・支部（中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部）会員をいいます。2024/8/16現在
 ※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。※東京都内限定 ※20名以上 ※日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。
 ※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

令和6年度中央健康推進大会を開催します

令和6年度の「全国労働衛生週間」のスローガンは、『推してます みんな笑顔の 健康職場』

- 日時 令和6年9月12日(木)
 午後1時30分から午後4時20分
- 場所 文京シビックホール 小ホール
 文京区春日1-16-21
- 内容 第一部 主催者挨拶
 安全衛生表彰：中央労働基準監督署長表彰式
 第二部 講演等
 ①全国労働衛生週間実施要領説明
 ②特別講演 「カスタマーハラスメント対策等による労働者の健康保持増進について」

※詳細については、(公社)東基連 中央労働基準協会支部ホームページにて掲載しています。